

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



東金駅（東金市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 中央会の平成17年度事業計画まとまる
- 特集 p 4 組合決算期の事務手続き
- 組合Q&A p 6 組合運営にあたっての留意事項
- 視点 p 8 65歳までの雇用確保の義務化へ
- 施策 p 10 中小企業支援計画の概要
- ご案内 p 12 千葉県の組合向け融資制度
- 事務局訪問 p 13 (協) 東金ショッピングセンター
- 景況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 組合運営講習会のご案内

2005

5

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

photo by T.Fumatogawa

中央会の今年度 事業計画まとまる

本会は三月二十四日、平成十六年度第三回理事会を開催し、平成十七年度事業計画案、収支予算案を取りまとめ、いずれも原案通り可決決定し、五月二十七日の総会に附議されることになった。以下は事業計画案の概要。

■基本方針

中小企業組合は、業種・地域の実情に即した新たな機能を模索しつつ、組合員の経営基盤の強化に取り組んでいくことが求められています。その存在感と支援能力の發揮が求められています。

今年こそ、全中央会役職員が丸となって知恵を結集し、組合強化運動に取り組み、中小企業組合が事業者にとって真に必要な組織であり、社会的にも有用かつ信頼できる組織であることを目に見える形で広く社会に宣揚していくことが必要であります。

また、中央会は「中小企業新事業活動促進法」（本誌前月号参照）

が新たに施行されたことに伴い、これに積極的に対応し、「新連携」などへの取り組みを強化することが必要であります。

このため、特に本年度において中央会がこれまで蓄積してきた組合をはじめとする中小企業連携組織の支援策を活用しながら、以下の活動に重点を置き、指導・支援活動を強力に展開するものと致します。

■新連携への取り組み

■中小企業組合組織の強化と活動の展開

■既存組合活性化への支援強化①

■中小企業及び組合の一IT化推進

■雇用・労働関係事業の強力な推進、教育問題への積極的関与

■雇用・労働関係事業の強力な推進、産業人育成のための教育への積極的な関与

■中小企業及び組合の一IT化推進

■組合等を基盤とする中小企業の一IT化推進支援▼組合運営等へのIT導入支援▼情報関連各種制度等への対応支援▼組合情報化支援機能の強化

■中央会事務局指導体制の強化

活力化、⑥商工中金の「中央会提携ローン」等の積極的な奨奵（本誌前月号参照）、▼新規組合の設立の促進①新産業分野における事業協同組合等の設立、②地域における組織化ニーズの発掘と組合の設立、③企業組合による創業の促進、▼組合以外の多様な連携組織

への支援▼組合員企業向け「中小企業会計」の啓発・普及の促進

■中小企業運動の展開

■抜本的な税制改革の動きに対する運動の展開▼商工中金等政府系中小企業金融機関の民間金融補完機能維持のための運動の展開▼大幅コスト負担増を強いる社会保障の支援策を活用しながら、以下の活動に重点を置き、指導・支援活動を強力に展開するものと致します。

戸市の（協）八食センターを視察した。当日の参加者は十三名。

八食センターは八戸市むつ湊地区の商業者有志が作った共同店舗。

港町八戸という立地を活かして、鮮魚や塩干珍味など新鮮でおいしい水産物を中心に、青果・精肉、菓子、一般食品を広く品揃えする

全国的にあまり例を見ない郊外型食品市場。その後ホームセンター

や東北地区最大級の書店、中古車展示場を加え、四店舗による相乗効果で「八食パワーズ」を形成し、イベント等を行なっている。

東北北部最大の集客を誇っている。

展示場を加え、四店舗による相乗効果で「八食パワーズ」を形成し、イベント等を行なっている。

東北北部最大の集客を誇っている。

運営にあたっての留意事項は本誌四六六から七六七をご参照下さい。

青年中央会理事会

千葉県中小企業団体青年中央会（代表幹事：高橋功氏）は四月二十日、中央会会議室において理事会を開催し、①平成十六年度事業並びに収支状況、②平成十七年度事業計画（案）、収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法について、③第十八回通常総会の開催について審議し、いずれも原案通り可決決定し、後日の総会に附議することになった。

これは、①決算関係書類の提出、役員変更届及び定款変更認可申請など所管行政庁に対するものや、代表理事の変更登記など法務局（登記所）に対するもの等法律で定められている諸手続きについて、②組合向け補助金・融資制度等について講習があつた。

祝賀会（午後二時）

大会参加料一人五千円

場所：千葉市問屋町

ホテルグリーンタワー千葉

申し込みは本会総務部へ

共同店舗協議会

県外視察

千葉県共同店舗協議会（会長：積田坦氏）は四月七日、青森県八

なみ、組合決算期の事務手続き、

TEL 043-242-3277

副刊50周年記念大公開
多数のご参加をお願いします

五月二十七日の日程

理事会（午前十一時）

通常総会（午後零時三十分）

大会（午後二時）

祝賀会（午後四時）

大会参加料一人五千円

場所：千葉市問屋町

ホテルグリーンタワー千葉

申し込みは本会総務部へ

組合決算期の事務手続き

けなければならない。

□決算関係書類の事務所備付

決算関係書類は、通常総会の会

日の一週間前までに組合の主たる事務所に備え置かなければならぬ。

これは、組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

□代表理事の変更登記

代表理事の改選があつた場合は、就任した日から二週間以内に変更登記をしなければならない。

□監事から理事へ意見書を提出

理事より決算関係書類の提出を受けた監事は、これにより会計監査を行い、監査意見書を作成し、理事に提出する。

□通常総会の開催

通常総会は、毎事業年度終了後二ヶ月以内に開催し、決算関係書類（新年度の事業計画及び収支予算案）、役員改選など先の理事会で決定した提出議案について審議する。

□その他、必要な諸手続き

①行政庁への役員変更届け
②税務申告及び納税
③定款変更認可申請と登記

□会員名簿の整備・提出

新年度にあたり、会員名簿を整備する。また、法定されとはいが、決算関係書類を提出する際に、会員名簿を添付下さるようご協力下さい。

□理事会開催通知発送

通常総会までの見通しをたて、週間以内でもよい。

□決算関係書類の作成

理事会までに、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案を作成。三月に予算総会をしていない場合は、新年度の①事業計画及び②収支予算案も同時に作成する。

□理事会開催通知発送

理事会は、理事会で承認された決算関係書類を、通常総会の一週間前までに監事に提出して監査を受

けなければならない。

は、全員の同意を得て、理事会の招集手続きを省略して、総会での役員改選議案終了後に、総会を小休止して別室において理事会を開催することもできる）

□理事会開催

定款で定めた期日（通常一週間前）までに到達するように、日時、場所、議案及びその内容について通知する。ただし、理事全員の同意がある場合に限り、招集手続きを省略することができる。

□理事会開催

作成された決算関係書類（及び新年度の事業計画、収支予算案）についての審議、並びに通常総会の開催日時、場所、提出議案等の決定を行う。

□監事から理事へ意見書を提出

理事より決算関係書類の提出を受けた監事は、これにより会計監査を行い、監査意見書を作成し、理事に提出する。

□通常総会の開催

通常総会は、毎事業年度終了後二ヶ月以内に開催し、決算関係書類（新年度の事業計画及び収支予算案）、役員改選など先の理事会で決定した提出議案について審議する。

□通常総会終了後の事務処理

通常総会終了後二ヶ月以内に、全組合員に對して、総会招集通知を発送する。

□理事会開催

その際、会議の目的たる事項を示さなければならない。（総会資料を添付するほうが望ましい）

□理事から監事への決算関係書類提出

理事会は、理事会で承認された決算関係書類を、通常総会の一週間前までに監査を受

けなければならない。

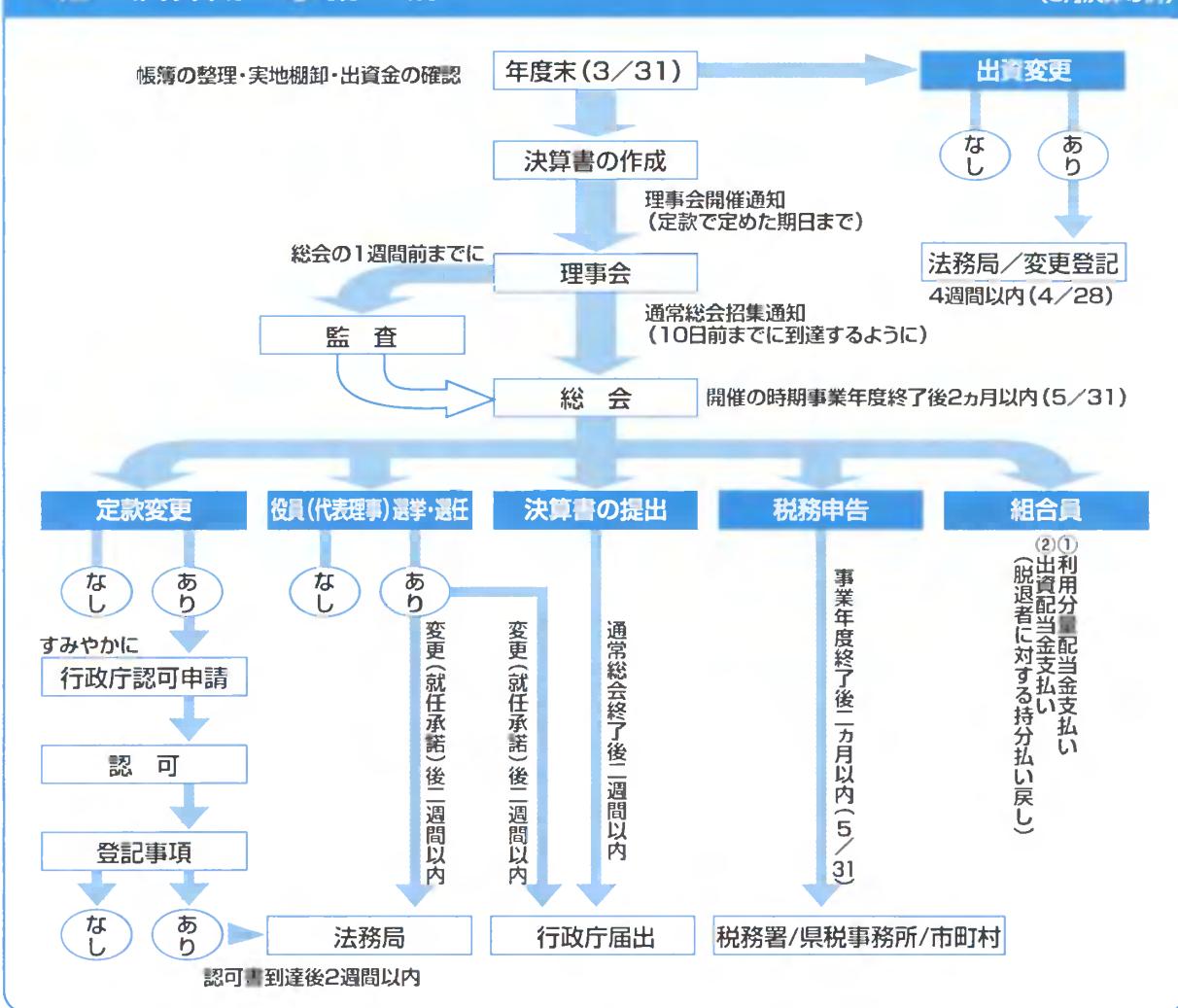
* 詳細については本会の指導相談室又は銚子あるいは松戸の支所までご照会下さい。

組合決算期の事務手続きフロー

事業年度終了後における組合の事務処理は、決算関係書類の作成から、監査、通常総会の開催、所管行政庁への届出、税務申告等煩雑だ。以下の「フロー」と前頁の「ポイント」を参考に適正に遗漏なき処理を行って下さい。

組合決算期の事務手続きフロー

(3月決算の例)



【決算書類作成上の留意点】

① 教育情報費用繰越金の計上

教育情報事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。(組合法58条)剰余金処分案において、必ず「教育情報費用繰越金」を計上すること。(企業組合、協業組合、商工組合を除く)

② 事業税の表示方法

事業税は、利益を課税標準とする地方税で、法人税法上、翌期納付時の事業年度において損金に算入される。当期決算における経理処理は「法人税等充当額」に含めて計上する。

組合運営に当たつての留意事項

一般的事項

組合は相互扶助の精神に基づき適法かつ定款に則り、民主的に運営を行うとともに、直接組合員の経営に役立つような事業を実施することが求められている。

また、経済事業については、事業それ自体が採算ベースに乗るよう、合理的かつ機動的な経営を行うとともに、情報の収集や提供あるいは教育事業など組合員の啓発実施することが肝要である。

定款の変更

組合の定款を遵守することは勿論であるが、定款を変更しようとする場合は、総会での特別議決を経て、所管行政庁（組合の設立認可を受けたところ）の認可を受けなければならない。この場合には、総会で議決する前に中央会と相談し、指導を受けることが望ましい。

所管行政庁に対する報告

組合は、法の規定等により、役員変更届、決算関係書類、解散届等を所管行政庁に提出しなければならない。その際その写しを中央会にも一部提出して下さい。

また、所管行政庁は組合に関する行政を適正に処理する必要上、毎年一回を限り、組合からその組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する報告を徴することができる。

組合の検査等

① 検査等 所管行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反する疑いがあり、又は組合の運営が著しく不当である

疑惑があると認めるときは、組合からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその状況を検査することができる。

その他

① 事務所変更届 事務所の所在地を変更した場合、法定されていらないが、変更後速やかに、変更後の所在地と変更の年月日を記載した届を所管行政庁に提出することを望ましい。

② 改善命令 所管行政庁は①の検査等を行った場合、組合の業務や会計が法令、定款又は規約に違反していたり、組合の運営が著しく不适当であると認めるときは、そ

ができる。

るいは再任された場合でも必要。

解散命令

① 解散命令 改善命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続

き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

② 休眠組合の整理 三ヵ年以上決算関係書類等の提出を怠つている組合に対して、所定の手続きを経て、所管行政庁は一括して解散を命じているので、所管行政庁に對する報告等を怠らないよう留意すること。

（五）その他定款で定める事項を定めたは、行政の認可を受ければ、その効力を生じない。

参照条文（協同組合法）

（総会の議決事項）

第五一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

（一）定款の変更

（二）規約及び共済規程の設定、変更又は廃止

（三）毎事業年度の收支予算及

び事業計画の設定又は変更

（四）経費の賦課及び徴収の方

（五）その他の定款で定める事項を定めたは、行政の認可を受ければ、その効力を生じない。

（六）代表理事の登記 組合の代表理事は任期満了で本人が重任、あ

り作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第二項の規定による

年　月　日

大臣
局長
県知事　様

組合の住所
名称
組合を代表する理事の氏名 (印)

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

(添付書類)
 1. 事業報告書
 2. 財産目録
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書
 5. 剰余金の処分（または損失の処理）の方法を記載した書面
 6. 各号の書類を提出した通常総会の議事録

[*法定されておりませんが会員名簿を添付して下さい。また、通常総会で事業計画及び収支予算を決定した場合には、それも添付するようにして下さい。]

(様式B)

年　月　日

大臣
局長
県知事　様

組合の住所
名称
組合を代表する理事の氏名 (印)

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

(添付書類)
 1. 変更をした事項 (役員新旧対照名簿)
 2. 変更年月日
 3. 変更理由
 4. 総会議事録
 5. 理事会議事録

[*役員新旧対照名簿には、役員個人の住所も記入して下さい]

(様式A)

公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、法第五七条第二項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資権者を害するおそれがないことを証する書面。（信用協同組合の場合は別に定めあり。）

(役員の変更の届出)

第三十五条の二 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときには、その変更の日から二週間以内に、行政府にその旨を届け出なければならない。

(決算関係書類の提出)

第一〇五条の二 組合（信用協同組合及び会員の預金又は定期積金の受入れを行う協同組合連合会を除く。）は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業

報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

*提出書類①中小企業等協同組合決算関係書類提出書「様式B」、②事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面、③総会の議事録又はその書面、④組合員名簿

(解散の事由)

第六十二条 組合は次の事由によつて解散する。

(一) 総会の決議

(二) 組合の合併

(三) 組合の破産

(四) 定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生

(五) 第一〇六条第四項の規定による解散の命令

2 組合は、前項第一号又は第四号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

*提出書類①中小企業等協同組合解散届、②登記簿の謄本、③解散の理由が総会の議決による場合は、総会の議事録

コンサルタントの三

六十五歳までの雇用確保の義務化へ

少子高齢化が急速に進展している

ます。平成二十七年までに、労働

力人口は全体として約九百万人の

減少が見込まれています。その中

で、十五歳～二十九歳は三百四十

万人減少する一方、六十歳以上の

者は三百四十万人の増加が見込ま

れており、高い就労意欲を有する

高齢者が社会の支えとして活躍

し続ける社会が求められています。

このような状況下で、厚生年金

の年金支給開始年齢の段階的引き

上げが始まっています。男性につい

ては定額部分が平成二十五年にか

けて、報酬比例部分は平成二十五

年から平成三十七年にかけて引き

上げられることとなっています。

（女性については五年遅れ）。

定年制がある事業主の皆様に

とって、平成十六年に成立した改

正「高齢者等の雇用の安定等に

関する法律」は、雇用の安定と年

金の接続を主眼におき、少なくと

も年金支給開始年齢までは、継続して働くことができるようになります。ため、事業主に六十五歳までの雇

用機会の確保や高齢者等の再就職の援助に関する措置等を講ずることを求めた努力規定であつたも

のが、平成十八年四月一日より高

齢者の安定した雇用確保措置の

ために義務化されます。

当該法律の改正の概要につい

て、まとめてみました。

高齢者の雇用の安定に関する

法律の改正（高齢者雇用確保措

置の実施義務化）の概要は次のと

おりです。

少子高齢化の急速な進展の中

で、高い就労意欲を有する高齢

者が長年培った知識と経験を活か

し、社会の担い手として意欲と能

力のある限り活躍し続ける社会が

求められています。

者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、
1 高齢者雇用確保の義務化
（図1）

① 定年の引き上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定めの廃止

65歳までの安定した雇用の確保

なお、この高齢者雇用確保措置義務違反については、罰則の適用はありませんが、行政指導（指導・助言・勧告）の対象となります。

2 高齢者雇用確保措置における年齢の段階的引き上げ（表1）

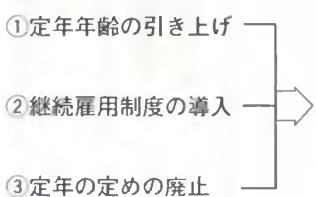
高齢者雇用確保措置における年齢は、年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせ、平成二十五年度まで段階的に引き上げられます。

3 継続雇用制度の導入について

（表1）

平成18(2006)年4月1日～	62歳
平成19(2007)年4月1日～	63歳
平成22(2010)年4月1日～	64歳
平成25(2013)年4月1日～	65歳

（図1）



3 継続雇用制度の導入について
ある継続雇用制度は、現に雇用している高齢者が希望するとき

は、その高年齢者を定年後も引き続いて雇用するもので、大別すると次の二つがあります。

**① 継続雇用制度の内容
再雇用制度**

定年に達したことによりいつたん雇用契約を終了させた後、新たに雇用契約を締結する。

勤務延長制度

定年に達した際、従前の雇用契約を終了させることなく雇用を継続する。

② 雇用条件

雇用条件については、高年齢者の安定した雇用の確保が図られたものであれば、必ずしも労働者の希望に合致した職種・労働条件による雇用を求めるものではありません。また、常用雇用のみならず、短時間勤務や隔日勤務なども含みますので、企業の実情に合った制度を導入しましょう。

③ 継続雇用制度の対象者に係る基準

各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、労使協定により継続雇用制度の対象者となる高年齢者に係る基準を定めたときは、この基準に該当する高年齢者を対象とする制度を導

入することも認められています。
④ 高年齢者雇用確保措置に係る各種支援

〔条件整備に関する相談・助言を希望する事業主の方へ〕

定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を実現するためには、年功的賃金や退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力の開発及び向上、職域開発・職場改善等、さまざまな条件整備に取り組む必要があります。

そこで、中央会では企業における条件整備の取り組みを支援するため、高年齢者の雇用問題に精通した経営コンサルタント、社会保険労務士等、専門的・実務的能力を有する高年齢者雇用達成専門相談員が、具体的かつ実践的な相談・助言を行っています。

また、千葉県雇用開発協会では活用に向けて、企業内において取り組むべき課題と方向を整理するため、コンピュータによる簡易診断も無料で行っています。さらに、人事管理制度、賃金・退職金制度や職務再設計、職場改善に関するアドバイザーが、具体的な企画立

案書を作成し、条件整備のお手伝いをします（必要経費の二分の一の負担）。

〔継続雇用制度を導入した事業主の方へ〕

定年の引き上げ又は六十五歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度を新たに導入した事業主や高年齢者事業所を設立し、継続雇用制度を設けた事業主には、「継続雇用定着促進助成金」が支給されることがあります。

以上縷々六十五歳雇用確保の義務化について記してきましたが、申し上げるまでもなく、人生五十年と言っていた時代と今日とは社会環境が全く異なっています。

今や人生八十年の時代です。若年労働力が減少する一方で高年齢者は増加の一途です。現在六十歳の人の体力は人生五十年時代に対応して、仮に実年齢の八掛けとすると、四十七、八歳に相当します。六十五歳の人は五十二歳見当となります。

体力の衰えは二十歳前後から始まると言われており、やむを得ませんが、知力まで衰えるわけではありません。まして経験は衰えた

積んでいます。そのことが企業文化・伝統の形成や、技術の貴重な伝承者の担い手として、企業を問違なく成長させていくエキスとなり次世代の社員の栄養分とします。

冒頭に若年労働者が三百四十万人減少し、六十歳以上の者は三百四十万人の増加が見込まれていることを思い起こすと差し引きゼロになるわけです。

現在の高齢者は弱者ではありません。高い就労意欲を有し企業に対する忠誠心も、意欲もある人々です。

年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせて、六十五歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用の確保を講ずることが事業主に義務付けられます。これは確かにことですが、今後確実に起ると予測される労働力不足に事前に対処するため前向きな姿勢でこの問題に取り組み、優秀で質の良い高年齢者の労働力を問い合わせを真剣に考える格好の時期だと思います。

中小企業支援計画の概要

経済産業省・中小企業庁は、「平成十七年度中小企業支援計画」を策定した。それによると、基本方針で中小企業支援が重複なく効率的に実施されるように、国、都道府県等及び中小企業基盤機構が協力し、三類型の支援センターからなる中小企業支援体制の連携強化を進め、中小企業が直面するさまざまな経営課題に対するワンストップサービスの提供の充実に努めた。

④商店街・中心市街地活性化ーの四つの柱を中心に中小企業に対す
る新たな総合支援を実施する、と
した。そのうえで、国の事業、都
道府県等の事業、中小機構の事業
ーの三つの事業の実施体制と事業
実施概要を決めた。

「国の事業の実施体制」は、創
業・経営革新の推進にあたり中小
企業の経営資源の確保を支援する
ため、関係省庁、都道府県等及び
関係支援機関と密接な連携と協力
のもとで各種中小企業支援策を
実施する。とくに「市場に挑戦す
る中小企業の支援」を重点的に行
うため「中小企業の新たな事業活
動の促進に関する法律」(前月号
参照)の制定を通じ、新連携のほ
か創業、経営革新の支援策の充実
を図る。さらに、連携による新事
業を行なう中小企業等に対し、ハ
ンズオン形式で支援を行なうた
め、全国九箇所に「新連携支援地
域戦略会議」を設置する。また、

基本方針をみると、十七年度は
を通じた経済活性化・地域再生、
②中小企業の人材育成・活用支援、
③中小企業の再生支援と中小企業
と中小企業金融の多様化・円滑化、

④商店街・中心市街地活性化ーの
四つの柱を中心とした中小企業に
対する新たな総合支援を実施する、と
した。そのうえで、国の事業、都
道府県等の事業、中小機構の事業
ーの三つの事業の実施体制と事業
実施概要を決めた。

「国の事業の実施体制」は、創
業・経営革新の推進にあたり中小
企業の経営資源の確保を支援する
ため、関係省庁、都道府県等及び
関係支援機関と密接な連携と協力
のもとで各種中小企業支援策を
実施する。とくに「市場に挑戦す
る中小企業の支援」を重点的に行
うため「中小企業の新たな事業活
動の促進に関する法律」(前月号
参照)の制定を通じ、新連携のほ
か創業、経営革新の支援策の充実
を図る。さらに、連携による新事
業を行なう中小企業等に対し、ハ
ンズオン形式で支援を行なうた
め、全国九箇所に「新連携支援地
域戦略会議」を設置する。また、

④商店街・中心市街地活性化ーの
四つの柱を中心とした中小企業に
対する新たな総合支援を実施する、と
した。そのうえで、国の事業、都
道府県等の事業、中小機構の事業
ーの三つの事業の実施体制と事業
実施概要を決めた。

■国が行なう事業の概要

「国が行なう事業の概要」を配置し、中小企業事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認獲得を目指す企業に対し質の高い支援を行なう。依然として厳しい金融環境に置かれている中小企業の再生を支援するため、四十七都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」による再生計画を支援する。

■都道府県等の事業の概要

基本方針で示された四つの柱に
基づいて、新連携対策事業、新連
携支援地域戦略会議事業、地域中
小企業支援機関機能強化事業(シ
ニアアドバイザー事業)、中小企
業新事業展開支援普及促進事業、
中小企業技術革新成果事業化促進
事業、戦略的中心市街地商業等活
性化支援事業ーの新規事業を実施
するほか、従来からの継続事業も
拡充・強化する。

■都道府県等の事業の実施体制

都道府県等は、国との適切な役
割分担の下、地域経済及び地域企
業の実情に応じた特色ある事業を
実施するとともに、中央会、商工
会議所、商工会等を積極的に活用
し、中小企業者に対しワンストップ
サービスの提供に努める。

また、都道府県レベルの支援体
制に関しては、経営診断、助言、
相談、情報の提供、あつせん等の
事業を総合的に実施する都道府県
等中小企業支援センター、地域に
おける創業者や中小企業に対し
きめ細かい支援を行なう拠点であ
る地域中小企業支援センター、中
小企業関係団体の運営を支援する。

■中小機構の事業実施体制

新事業展開の継続的な実施を狙
いとしたワンストップ支援体制を

新事業展開の継続的な実施を狙
いとしたワンストップ支援体制を

新事業展開の継続的な実施を狙
いとしたワンストップ支援体制を

構築するため、プロジェクトマネジャーを始めとする専門家の配置や課題対応型の研修を行なうとともに、中小機構が提供するさまざまな支援ツール（助成、専門家派遣、各種マッチング等）を適宜、適切なタイミングで提供するなど総合的に支援を行なう。

また、産業クラスター計画への協力・連携や中小企業新事業活動促進法に基づく承認企業を始めとする創業・経営革新に取り組む中小企業者等に対して、地域の特性等に配慮し、経済産業局や地方自治体等の連携により支援を行なう。具体的には中小企業ベンチャー総合支援センターは、全国九ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、収集した情報を整理・加工、価値を添付して、成功事例等を共有するとともに、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び中小企業支援機関と連携を図り支援事業をサポートする。また、中小・ベンチャー企業のスタートアップ支援を強力に推進するために配置する技術プロジェクトマネジャーに加え、経営革新承認企業等の販路開拓を強力に支援するた

め新たに販路開拓支援の事業実施アドバイスを行なう。

さらに、全国九箇所に設置されている中小企業大学校は、金融、再生、創業・経営革新等の分野を中心とした経営課題を中小企業が克服していくため、各地域の中小企業、地方自治体及び中小企業支援機関等との連携体制を構築する。研修内容については中小企業施策との連携を深め、研修方法についても地域の中小企業者や中小企業支援機関職員、支援担当者等にニーズを反映したテーマやカリキュラム等を作成するとともに、研修期間の短縮化や校外型研修の拡大など受講生の利便性をより向上させるなど、各地域ブロックの人材育成の中核機関としてその機能の充実強化を図っていく。

■中小機構の事業の概要

中小企業・ベンチャー総合支援センター事業、支援センター等交流ネットワーク事業、中小・ベンチャー企業支援事業、中小企業海外展開支援事業、中小企業環境・安全等対応情報提供事業、中小企業大学校が行なう人材育成事業、商店街活性化専門指導事業等

「中小企業会計啓発・普及セミナー」開催団体(組合)の募集

独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業の経営者や役職員を対象にした「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催団体(組合)を募集しています。

同セミナーは、「経営力を強化するための会計」をテーマに、中小企業経営に即した会計の仕組みや会計データの企業経営への活用方法等について、理解を深めることにより、経営状態を把握し、資金調達能力の強化や受注拡大等将来に向けた有効な経営計画のヒントとしていただくことを目的とするものです。

講師は(社)中小企業診断協会が推薦する中小企業診断士が担当します。講師謝金・旅費は中小企業基盤整備機構が負担し、テキストも同機構から提供されます。

また、開催団体(組合)には、会場借料、セミナー参加者飲み物代、セミナー募集案内印刷費・送料等、15万円を上限に、経費負担金が支払われます。

50名程度の受講者があり、平成18年3月10日までに開催することが条件となります。

なお、複数団体による共催、土曜日、日曜日あるいは夜間の開催も可能です。

詳細につきましては本会組織振興部までお問い合わせ下さい。

TEL. 043-242-3277

千葉県の組合向け融資制度

(平成17年4月1日現在)

■事業振興資金

- ・融資対象者：組合であって、その組合の共同事業のための資金を必要とするもの
- ・資金使途：設備資金、運転資金
- ・融資限度額：1組合1億円以内
- ・融資期間：（設）10年以内、（運）7年以内
- ・融資利率：年2.3%（固定）
- ・償還方法：割賦償還（据置期間1年以内）
- ・保証人等：連帯保証人は原則として理事全員、必要に応じて保証協会保証

■中小企業活性化支援資金

- ・融資対象者：①組合であって、中小企業創造活動促進法に基づき認定を受けた計画事業を行うための資金を必要とするもの、②組合であって、中小企業経営革新支援法に基づき承認を受けた計画事業を行うための資金を必要とするもの、③組合であって、自らの情報化の促進を行うための資金を必要としているもの
- ・資金使途：設備資金、運転資金
- ・融資限度額：1組合1億円以内（（設）は所要資金の90%以内、（運）は5千万円以内）
- ・融資期間：（設）10年以内、（運）7年以内
- ・融資利率：年2.0%（固定）
- ・償還方法：割賦償還（据置期間、（設）3年以内、（運）2年以内）
- ・保証人等：連帯保証人は原則として理事全員、必要に応じて保証協会保証

■連鎖倒産防止資金

- ・融資対象者：組合であって、取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっているもの又は組合員の経営破たんにより資金繰りに支障を生じているもの
- ・資金使途：運転資金
- ・融資限度額：1組合5千万円以内
- ・融資期間：7年以内
- ・融資利率：年2.0%（固定）
- ・償還方法：割賦償還（据置期間1年以内）
- ・保証人等：連帯保証人は原則として理事全員、保証協会保証

■短期運転資金

- ・融資対象者：組合であって、一時的な資金を必要とするもの
 - ・資金使途：運転資金
 - ・融資限度額：1組合1千8百万円以内（ただし組合転貸の場合は希望組合員数×1千2百万円以内）
 - ・融資期間：6ヶ月以内（ただし、一括償還の場合は5ヶ月以内）
 - ・融資利率：年1.5%（固定）
 - ・償還方法：割賦償還又は一括償還
 - ・保証人等：連帯保証人は原則として理事全員、保証協会保証
- ◇申込又は詳細については、現在お取引のある金融機関若しくは本会連携支援部へ
TEL. 043-242-3277

(協) 東金ショッピングセンター

事務局長 家村吉隆



【(協) 東金SCの概要】

(協) 東金ショッピングセンター・サンピアは昭和四十六年三月に地元の有志三十二名で組合を設立。昭和五十三年十一月に中小企業高度化資金を活用して、扇屋ジャスコを核店舗としてオープンした地元主導型の共同店舗。

平成五年十一月にはスポーツクラブを設置するなど大規模な増床、リニューアルを行ない、現在組合員数三十七名、テナント二十四名による専門店七十五店舗で運営。

サンピアは開店以来、常に地域一番店として繁栄してきた。商圈は大網、成東、八街にまでに及ん

でいる。この成功の要因は、組合員全員参加による委員会主導での企画運営と、POSシステムやポイントカードシステム等をいち早く取り入れて、適切なマーチャンダイジングやマーケティングに活用していることがあげられる。ちなみに現在のカード会員数は六万人。これは東金市の人口に匹敵し、まさに地域に密着したショッピングセンターといえるだろう。



左より五木田事務局員、家村事務局長、八木さん

~公園通りのショッピングサンピア~

所在地	東金市東岩崎8-10
設立	昭和46年3月
代表理事	中村秀朗
組合員数	37名 (出資金119,320万円)
主な事業	共同店舗の設置と運営事業 販売促進事業、教育情報事業 金融事業

また、これまで理事が五十五歳で退くという慣例があつたために、若い理事が多く、事業活動においても新しいことに対する積極的に取り組んできたことが、県下でも有数の共同店舗として繁栄してきた要因ではないだろうか。

【家村吉隆事務局長の横顔】

家村事務局長は昭和二十九年東金生まれの五十歳。大学を卒業後、地元の金融機関を経て昭和五十三年にサンピアのオープンと同時に組合の事務局に勤務して、今年で二十七年目になる。組合の事務局職員は九名で、業務、総務、計数管理等の業務をそれぞれが分担している。局長は開店以来組合員はもとより、役職員とも一丸となつて、

共同店舗「サンピア」の運営に携わってきた。
家村さんはスポーツ観戦とゴルフが趣味。また、歴史書を紐解くことも楽しみの一つだそうだ。
ご家族は、奥様と、大学二年の長男、高校二年のお嬢様と、お母様の五人で東金市に在住。座右の銘は初代小林理事長の经营理念である「お店はお客様のためにある」。



県内の中小企業動向 &トピックス・三月

情報連絡員報告を中心とした

■材

中越地震の影響で中堅以上のビ

ルダー・販売店は木造住宅の耐震性の信頼回復に取り組みだしてお

り、金物とブレカットによる工業化への動きが活発化している。

■印刷

【千葉】

春の商戦で折込チラシの需要が多く、オフセット輪転機はフル稼動。枚葉印刷機も好調で、久しぶりに活気が出てきたが、官公需、学校関係は冷えきったままである。

■電気鍍金

【県下全域】

一部景況が好転してきているが、新年度に入り不安材料もある。

■機械金属製造

【四街道】

があると共に、下請あるいは業種により販売価格に反映できず、不況ムードが一段と強くなってきた。長い不況で一部大手企業を除き経営が圧迫され、人件費の削減しか策がないほど追い詰められてきた。中国需要が悪影響を与えてくる業種がある。

■鉄工

【千葉】

鉄材外原材料の値が高止まりになつていて、これを製品価格に転嫁困難な状態が続いている。

■機械金属製造他異業種

【流山】

やや後退感が感じられる。

■鉄鋼

【千葉】

前年から引き好調ではあるが、中国市場の警戒感と原材料の高騰で製品部門は苦慮している。業界そのものは好調であるが、薄板等の品不足で思うように操業できていない。

■鋼船造修

【市原】

本年度建造分は低価格受注のために、親企業は収益の圧迫に苦しみ、このしわ寄せが当組合にも影響するだろう。

■土砂採取

【鎌市市他】

年度末に向け稼働率は上昇傾向

にあつたものの、一時的で先行き不透明になつてきた。

■リサイクル卸売

【県下全域】

古紙の輸出価格が下がつてきた。

■建築材料卸売

【県下全域】

セメント関連は低需要が定着。

数量的には回復傾向にあるが、一過性のもので、価格面では一部で極端な安値もあるが、横ばい傾向にある。

■自動車解体

【千葉】

前年同月では半分近くに落ち込ん

でいる業者も見られ、絶対額での利益は減少していると思われる。使用済み車両がオークションで流通しており、許可業者に入庫されないことが問題である。

■小売

【柏】

カジュアル衣料を中心動きがあるが、新社会人、新入学等のフォーマルな物は充てていない。

■電気機器小売

【県下全域】

デジタル関連が低調である。価格の大幅ダウンが続いている。

■中古車仕入・販売

【県下全域】

春の特売を期待したが意外に伸び悩み、苦戦した。

■小売・サービス

【千葉】

3月は卒業、転勤、退職等、人の動きがある月で物販、飲食共伸びがありました。

■小売・サービス

【習志野】

春の特売を期待したが意外に伸び悩み、苦戦した。

■新入学関連は間際まで購買行動を起こさないようになつてきた。予約が入つてきている。旅行会社は愛知博が好調で売先とのこと。

■小売・サービス

【鎌市】

【野田】

■小売

【野田】

リサイクル券付きのボディガラの

D.M会員に対し利用目的の同意や

会員名簿の安全管理などの見直し

を徹底した。

■建設機械

【県下全域】

リサイクル券付きのボディガラの

稼働率は引続き好調である。

■遊覧船

【安房郡】

少しずつ良好になりつつある。

■旅館

【勝浦】

不順な天候により欠航が増え、乗船人員は減少した。

■ソフトウェア

【千葉】

かした「差別化対策」のあらわれ

かかもしれない。

■学習塾

【県下全域】

学力低下論争は塾にとつては追い風はあるが、我々中小塾にとっては樂観視できるとは限らない。

■学習塾

【勝浦】

学力の二極化はますます進み、

い風はあるが、我々中小塾に

とつては樂観視できるとは限らない。

■不規則

【不規則】

低学力の子供たちの塾離れが始まっている。学力低下が所得格差の拡大と連動しつつある。

■不規則

【勝浦】

個別指導をうたい文句にする塾

が増えつづるが、そこでの指導実態が広告内容と異なるという指摘も聞かれる。これには広告で入塾生をつかまえようとする塾の体

質と同時に、こういう塾に通う生徒に学習意欲の低い生徒が多いと

いう実情も絡んでいる。

■貨物運送

【野田】

軽油の大幅な値上げに対し、運

ますます悪くなっている。

■建設機械

【県下全域】

稼働率は引続き好調である。

■旅館

【勝浦】

ますます悪くなっている。

組合運営講習会のご案内

内職の事業所登録

組合の事務管理と組合の税務申告についての講習会を開催いたします。皆様多数のご参加をお待ちしております。

日時等

五月十二日(木)

午前十時～午後三時三十分

①組合の事務管理

②組合の税務申告

公認会計士 高木清

■場所
中央会指導員

千葉市中央区千葉港四の二
情報センター五階会議室

■参加費
一名 三千円
(テキスト・昼食代等)

■申し込み
ファックスで本会組織振興部ま

で、組合名、氏名、役職名を記入

の上申し込みください。また、講

師に対する質問事項がございまし

たら、申し込み用紙にその要旨を

簡潔に記入下されば、当日講師が

講義の中をご回答いたします。

TEL 043・242・3277
FAX 043・247・8410

東金市、山武郡
東上県民センター山武事務所
TEL 0475・54・0222

勝浦市、夷隅郡
東上県民センター夷隅事務所
TEL 0470・82・2211

木更津市、君津市、富津市、
袖ヶ浦市

南房総県民センター県政事務所
TEL 0438・23・1111

館山市、鴨川市、安房郡
南房総県民センター安房事務所
TEL 0470・22・7111

千葉市、市原市
県庁雇用労働課
TEL 043・223・2741

千葉県商工労働部雇用労働課
ホームページを開設しております。
参考にご覧下さい。

http://www.prefchibajp.syyozoku/frousei/index.html

「中小企業組合質疑応答集(改訂版)」全269のQ&Aを収録、
通則、事業、組合員、設立、管理、解散、清算、登記等の項目

本体価格一四七〇円

「組合の規約・規程例集(改訂版)」規約・規程を作成するに当たっての必要な基本的留意事項と

事業関係、管理関係の規約・規程
例を収録

本体価格一五七五円

「中小企業組合検定試験問題
&解答」平成六年～十五年まで、過去十年間の問題と解答を収録

本体価格一五七五円

「中小企業等協同組合会計基準
(新版)」組合が法律の規定により作成する決算関係書類の作成基準

を収録

本体価格一五七五円

労働保険料の申告・納付は
お早めに(5月20日まで)

北総県民センター海町事務所
TEL 0479・62・0261

佐原市、香取郡
北総県民センター香取事務所
TEL 0478・54・1311

铫子市、八日市場市、旭市、海上
郡、匝瑳郡

北総県民センター海町事務所
TEL 0479・62・0261

茂原市、長生郡
東上県民センター県政事務所
TEL 0475・25・7830

中小企業組合関係の本

表紙のメモ【東金駅】

東金駅の改札を出ると、バスターミナルがあり、こちら側が西口。地元の人達は旧道側と呼んでおり、桜の名所八鶴湖はこのすぐそばにある。陸橋を渡つて、東口のバイパス側に出るとSC「サンピア」がある。

東金駅は明治三十三年の開業で、昭和三十六年までは、片貝海岸まで通じる九十九里鉄道の起点だった。そうだが、今はその面影はない。

編集後記

from the editor

今年は明治三十八年(1905年)に日本産業組合中央会が発足して丁度百年。これが中央会のルーツ。また、現在の中央会の前身である千葉県中小企業等協同組合中央会が設立されて五十年目にあたる節目の年である。

この二十七日に行なわれる記念大会を成功させ、より意義あるものにするために、皆様のご参加をお待ちしております。

E-mail:

funatogawa@chuokai-chiba.or.jp

今年の全国大会は9月15日木札幌ドームです。